

平成 3 1 年

上尾市教育委員会 3 月定例会
議案資料

目 次

議案第 9号	【上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について】	
◇新旧対照表	-----	1
議案第 10号	【上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定について】	
◇新旧対照表	-----	2
議案第 12号	【上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について】	
◇新旧対照表	-----	4
議案第 13号	【上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則の制定について】	
◇新旧対照表	-----	5
議案第 14号	【上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について】	
◇新旧対照表	-----	15
議案第 15号	【上尾市立学校車両管理規程の一部を改正する訓令の制定について】	
◇新旧対照表	-----	16

議案第10号 資料

上尾市図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表
 上尾市図書館規則（平成18年上尾市教委規則第8号）

改 正 案	現 行
<p>（分館等の設置）</p> <p>第14条 図書館に分館及び公民館図書室（以下「分館等」という。）を置き、それらの名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>（分館等の休館日等及びその利用）</p> <p>第15条 略</p> <p><u>2 分館等の利用時間は、次の各号に掲げる分館等の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 次号に掲げる分館等以外の分館等</u> <u>午前10時から午後5時まで</u></p> <p><u>(2) 上尾市図書館上尾駅前分館 次の</u> <u>ア及びイに掲げる利用日の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間</u> <u>ア イに掲げる日以外の日 午前10時から午後8時まで</u> <u>イ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前10時から午後5時まで</u></p> <p>3及び4 略</p> <p><u>別表</u>（第14条関係）</p>	<p>（分館等の設置）</p> <p>第14条 図書館に分館及び公民館図書室（以下「分館等」という。）を置き、それらの名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>（分館等の休館日等及びその利用）</p> <p>第15条 略</p> <p><u>2 分館等の利用時間は、別表第2の左欄に掲げる分館等の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる利用日に応じ、同表の右欄に定める時間とする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p><u>別表第1</u>（第14条関係）</p>

削除

別表第2 (第15条関係)

分館等の区分		利用日		利用時間
1	上尾市図書館平方分館及び上尾市図書館たちばな分館並びに公民館図書室	(1)	次号に掲げる日以外の日	午後1時から午後5時まで
		(2)	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び7月21日から8月31日までの日	午前10時から午後5時まで
2	上尾市図書館瓦葺分館及び上尾市図書館大石分館	第15条第1項に規定する分館等の休館日以外の日		午前10時から午後5時まで
3	上尾市図書館上尾駅前分館	(1)	次号に掲げる日以外の日	午前10時から午後8時まで
		(2)	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前10時から午後5時まで

議案第12号 資料

上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表
 上尾市学校運営協議会規則（平成30年上尾市教育委員会規則第5号）

改正案	現行
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（委員の<u>任命等</u>）</p> <p>第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が<u>任命するほか、対象学校の教職員のうちから教育長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>（1）対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>（2）対象学校の所在する地域の住民</p> <p>（3）対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>（4）学識経験者</p> <p><u>（5）その他教育委員会が適当と認める者</u></p> <p>2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。</p> <p>3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、<u>新たな委員を教育委員会が任命し、又は新たな委員に充てる教職員を指名することができる。</u></p> <p>4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。</p> <p>（任期）</p> <p>第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、前条第3項の規定により新たに<u>委員となった者</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条第2項～第16条 略</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（委員の<u>任命</u>）</p> <p>第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が<u>任命する。</u></p> <p>（1）対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>（2）対象学校の所在する地域の住民</p> <p>（3）対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>（4）学識経験者</p> <p><u>（5）対象学校の教職員</u></p> <p><u>（6）その他教育委員会が適当と認める者</u></p> <p>2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。</p> <p>3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、<u>教育委員会は、新たな委員を任命することができる。</u></p> <p>4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。</p> <p>（任期）</p> <p>第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、前条第3項の規定により新たに<u>任命された委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条第2項～第16条 略</p>

議案第13号 資料

上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則（平成26年上尾市教育委員会規則第8号）

改正案	現行
<p>○上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則 平成26年3月28日教育委員会規則第8号</p> <p>改正 平成27年3月31日教育委員会規則第3号 平成29年4月20日教育委員会規則第12号</p> <p>上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づき、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、上尾市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(採択の基本的な考え方)</p> <p>第2条 教育委員会は、文部科学省及び埼玉県教育委員会の教科用図書の採択に係る基本的な考え方にとり、採択の対象となる教科用図書について、十分な調査研究を行い、児童生徒の実態に配慮し、適正かつ公正な採択に努めなければならない。</p>	<p>○上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則 平成26年3月28日教育委員会規則第8号</p> <p>改正 平成27年3月31日教育委員会規則第3号 平成29年4月20日教育委員会規則第12号</p> <p>上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づき、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、上尾市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(採択の基本的な考え方)</p> <p>第2条 教育委員会は、文部科学省及び埼玉県教育委員会の教科用図書の採択に係る基本的な考え方にとり、採択の対象となる教科用図書について、十分な調査研究を行い、児童生徒の実態に配慮し、適正かつ公正な採択に努めなければならない。</p>

<p>(採択の方法)</p> <p>第3条 教科用図書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づく埼玉県教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。</p> <p>2 教育委員会は、市立学校において使用する教科用図書を種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに1種採択する。</p>	<p>(採択の方法)</p> <p>第3条 教科用図書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づく埼玉県教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。</p> <p>2 教育委員会は、市立学校において使用する教科用図書を種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに1種採択する。</p>
<p>(採択のための組織)</p> <p>第4条 教育委員会は、採択に必要な資料(以下「選定資料」という。)を得るため、教科用図書選定資料作成委員会(以下「資料作成委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 教育委員会は、教科用図書について専門的な調査研究を行うため、資料作成委員会の下部組織として、教科ごとに教科用図書調査研究専門部会(以下「専門部会」という。)を設置し、<u>その分掌種目等は、別表のとおりとする。</u></p>	<p>(採択のための組織)</p> <p>第4条 教育委員会は、採択に必要な資料(以下「選定資料」という。)を得るため、教科用図書選定資料作成委員会(以下「資料作成委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 教育委員会は、教科用図書について専門的な調査研究を行うため、資料作成委員会の下部組織として、教科ごとに教科用図書調査研究専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。</p>
<p>(資料作成委員会の任務)</p> <p>第5条 資料作成委員会は、教育委員会からの調査依頼を受け、専門部会及び学校の調査研究結果、教科用図書展示会におけるアンケートを参考に協議及び検討を行い、その結果を指定された期日までに、選定資料を作成し、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 資料作成委員会は、第9条に規定する報告及び説明を専門部会に求めることができる。</p> <p>3 資料作成委員会は、私立学校における教科用図書の調査研究結果の報告を校長に求めることができる。</p>	<p>(資料作成委員会の任務)</p> <p>第5条 資料作成委員会は、教育委員会からの調査依頼を受け、専門部会及び学校の調査研究結果、教科用図書展示会におけるアンケートを参考に協議及び検討を行い、その結果を指定された期日までに、選定資料を作成し、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 資料作成委員会は、第9条に規定する報告及び説明を専門部会に求めることができる。</p> <p>3 資料作成委員会は、私立学校における教科用図書の調査研究結果の報告を校長に求めることができる。</p>

<p>4 資料作成委員会は、専門部会の報告がなお不十分と思われるときは、これを差し戻して、改めて調査研究の上、報告を求めることができる。</p> <p>5 資料作成委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査検討事項の説明を行うものとする。</p> <p>(資料作成委員会の組織等)</p>	<p>4 資料作成委員会は、専門部会の報告がなお不十分と思われるときは、これを差し戻して、改めて調査研究の上、報告を求めることができる。</p> <p>5 資料作成委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査検討事項の説明を行うものとする。</p> <p>(資料作成委員会の組織)</p>
<p>第6条 資料作成委員会は、資料作成委員24人以内で組織する。</p>	<p>第6条 資料作成委員会は、別表第1に掲げる資料作成委員をもって組織し、教育委員会が任命する。</p>
<p>2 資料作成委員は、教育委員会が、 第1号から第3号に掲げる者を任命するほか、第4号に掲げる者のうちから任命する。</p> <p>(1) 上尾市小学校長会長</p> <p>(2) 上尾市中学校長会長</p> <p>(3) 教育委員会から調査依頼された小学校及び中学校の教科に係るそれぞれの専門部会長</p> <p>(4) 教育委員会の事務局職員</p>	
<p>3 資料作成委員会に委員長及び副委員長を置く。</p>	<p>2 資料作成委員会に委員長及び副委員長を置く。</p>
<p>4 委員長及び副委員長は、資料作成委員の互選により定める。</p>	<p>3 委員長及び副委員長は、資料作成委員の互選により定める。</p>
<p>5 委員長は、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(資料作成委員会の会議)</p>	<p>4 委員長は、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(資料作成委員会の会議)</p>
<p>第7条 資料作成委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。</p>	<p>第7条 資料作成委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。</p>
<p>2 資料作成委員会の会議は、資料作成委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。</p>	<p>2 資料作成委員会の会議は、資料作成委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。</p>
<p>3 資料作成委員会の会議の議事は、出席した資料作成委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決す</p>	<p>3 資料作成委員会の会議の議事は、出席した資料作成委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決す</p>

<p>るところによる。 （資料作成委員の任期）</p> <p>第8条 資料作成委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の8月31日までとする。 （専門部会の任務）</p> <p>第9条 専門部会は、教科用図書の内容を調査研究し、資料作成委員会に対して、指定された期日までに、調査研究資料を作成し、報告しなければならない。</p> <p>2 専門部会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、<u>調査研究事項の説明を行うものとする。</u> （専門部会の組織等）</p> <p>第10条 <u>専門部会は、それぞれ専門部会長及び専門部会委員6人以内で組織する。</u></p> <p>2 <u>専門部会長及び専門部会委員は、校長、教頭及び主幹教諭等の職にある者のうちから教育委員会が任命する。</u></p> <p>3 <u>専門部会長は、会務を総理する。</u> （専門部会の会議）</p> <p>第11条 専門部会の会議は、専門部会長が招集する。 （<u>専門部会長及び専門部会委員の任期</u>）</p> <p>第12条 <u>専門部会長及び専門部会委員</u>の任期は、任命の日から当該日の属する年度の8月31日までとする。 （守秘義務）</p> <p>第13条 資料作成委員<u>並びに専門部会長及び専門部会委員</u>（以下「資料作</p>	<p>るところによる。 （資料作成委員の任期）</p> <p>第8条 資料作成委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の8月31日までとする。 （専門部会の任務）</p> <p>第9条 専門部会は、教科用図書の内容を調査研究し、資料作成委員会に対して、指定された期日までに、調査研究資料を作成し、報告しなければならない。</p> <p>2 専門部会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、<u>調査検討事項の説明を行うものとする。</u> （専門部会の組織）</p> <p>第10条 <u>専門部会は、別表第2に掲げる専門部会委員（教科用図書について専門的な調査研究を行う者をいう。以下同じ。）をもって組織し、教育委員会が任命する。</u></p> <p>2 <u>各専門部会に、専門部会長を置く。</u></p> <p>3 <u>専門部会長は、各専門部会の専門部会委員の互選により定める。</u></p> <p>4 <u>専門部会長は、会務を総理する。</u> （専門部会の会議）</p> <p>第11条 専門部会の会議は、専門部会長が招集する。 （<u>専門部会委員の任期</u>）</p> <p>第12条 <u>専門部会委員</u>の任期は、任命の日から当該日の属する年度の8月31日までとする。 （守秘義務）</p> <p>第13条 資料作成委員及び専門部会委員は、<u>教科用図書の調査研究の過程</u></p>
--	--

成委員等」という。)は、教科用図書の調査検討又は調査研究の過程で知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(欠格事項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、資料作成委員等となることができない。

- (1) 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
 - (2) 顧問、参与、嘱託等名称のいかんを問わず、事実上教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有する者
 - (3) 過去4年間に、教科用図書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者(事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。次号において同じ。)
 - (4) 教科用図書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
 - (5) その他教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有する者
- (解任)

第15条 教育委員会は、資料作成委員等が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、任期の途中であっても解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 病気その他の理由により職務が遂行できなくなったとき。
- (3) 資料作成委員等としてふさわ

で知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(欠格事項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、資料作成委員及び専門部会委員となることができない。

- (1) 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
 - (2) 顧問、参与、嘱託等名称のいかんを問わず、事実上教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有する者
 - (3) 過去4年間に、教科用図書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者(事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。次号において同じ。)
 - (4) 教科用図書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
 - (5) その他教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有する者
- (解任)

第15条 教育委員会は、資料作成委員及び専門部会委員が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、任期の途中であっても解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 病気その他の理由により職務が遂行できなくなったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない行

<p>しくない行為があったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>資料作成委員等</u>を解任する必要があると認めたとき。</p> <p>(採択された教科用図書の周知)</p> <p>第16条 教育委員会は、採択した教科用図書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧方法等の周知に努めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第17条 資料作成委員会及び専門部会に関する庶務は、<u>教育委員会事務局学校教育部指導課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年教委規則第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正法附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の上尾市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正後の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正後の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正後の上</p>	<p>為があったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>資料作成委員又は専門部会委員</u>を解任する必要があると認めたとき。</p> <p>(採択された教科用図書の周知)</p> <p>第16条 教育委員会は、採択した教科用図書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧方法等の周知に努めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第17条 資料作成委員会及び専門部会に関する庶務は、<u>教育委員会学校教育部指導課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年教委規則第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正法附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の上尾市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正後の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正後の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正後の上</p>
---	--

尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正後の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の上尾市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正前の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正前の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正前の上尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正前の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正前の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則並びに第8条の規定による廃止前の上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年4月20日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

専門部会
小学校

尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正後の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の上尾市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正前の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正前の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正前の上尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正前の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正前の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則並びに第8条の規定による廃止前の上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年4月20日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

資料作成委員会

資料作成委員	
上尾市小学校長会長	1人
上尾市中学校長会長	1人
教育委員会から調査依頼された小学校及び中学校の教科に係るそれぞれの専門部会長	それぞれ1人
教育委員会事務局職員	2人

別表第2（第10条関係）

専門部会
小学校

	教科ごとの専門 部会	分掌 種目 等
各 教 科	国語教科用図書 調査研究専門部 会	国語、 書写
	社会教科用図書 調査研究専門部 会	社会、 地図
	算数教科用図書 調査研究専門部 会	算数
	理科教科用図書 調査研究専門部 会	理科
	生活教科用図書 調査研究専門部 会	生活
	音楽教科用図書 調査研究専門部 会	音楽
	図画工作教科用 図書調査研究専 門部会	図画 工作
	家庭教科用図書 調査研究専門部 会	家庭
	体育教科用図書 調査研究専門部 会	保健
特 別 の 教 科	外国語教科用図 書調査研究専門 部会	外国 語
	道徳教科用図書 調査研究専門部 会	道徳

中学校

	教科ごとの専門 部会	分掌 種目 等	専門 部会 委員
各 教 科	国語教科用図書 調査研究専門部 会	国語、 書写	校長、 教頭 及び
	社会教科用図書 調査研究専門部 会	社会、 地図	主幹 教諭 等か
	算数教科用図書 調査研究専門部 会	算数	ら7 人以 内
	理科教科用図書 調査研究専門部 会	理科	
	生活教科用図書 調査研究専門部 会	生活	
	音楽教科用図書 調査研究専門部 会	音楽	
	図画工作教科用 図書調査研究専 門部会	図画 工作	
	家庭教科用図書 調査研究専門部 会	家庭	
	体育教科用図書 調査研究専門部 会	保健	
特 別 の 教 科	外国語教科用図 書調査研究専門 部会	外国 語	
	道徳教科用図書 調査研究専門部 会	道徳	

中学校

	教科ごとの専門 部会	分掌 種目 等
各 教 科	国語教科用図書 調査研究専門部 会	国語、 書写
	社会教科用図書 調査研究専門部 会	地 理 的 分 野 歴 史
		的 分 野 公 民 的 分 野 地 区
	数学教科用図書 調査研究専門部 会	数学
	理科教科用図書 調査研究専門部 会	理科
	音楽教科用図書 調査研究専門部 会	音楽
	美術教科用図書 調査研究専門部 会	美術
	保健体育教科用 図書調査研究専 門部会	保 健 体 育
技術・家庭教科 用図書調査研究 専門部会	技 術 分 野 家 庭 分 野	
外国語教科用図 書調査研究専門	英語	

	教科ごとの専門 部会	分掌 種目 等	専門 部会 委員
各 教 科	国語教科用図書 調査研究専門部 会	国語、 書写	校長、 教 頭 及 び
	社会教科用図書 調査研究専門部 会	地 理 的 分 野 歴 史	主 幹 教 諭 等 か ら 7
		的 分 野 公 民 的 分 野 地 区	人 以 内
	数学教科用図書 調査研究専門部 会	数学	
	理科教科用図書 調査研究専門部 会	理科	
	音楽教科用図書 調査研究専門部 会	音楽	
	美術教科用図書 調査研究専門部 会	美術	
	保健体育教科用 図書調査研究専 門部会	保 健 体 育	
技術・家庭教科 用図書調査研究 専門部会	技 術 分 野 家 庭 分 野		
外国語教科用図 書調査研究専門	英語		

	部会		
特別の教科	道徳教科用図書 調査研究専門部 会	道徳	

	部会		
特別の教科	道徳教科用図書 調査研究専門部 会	道徳	

議案第14号 資料

上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表
 上尾市幼児教育振興協議会規則（昭和53年上尾市教育委員会規則第2号）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条 略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1）幼児教育に関し学識経験を有する者</p> <p>（2）市立保育所又は市内に設置されている私立保育園において保育事業に携わっている者</p> <p>（3）市立幼稚園又は市内に設置されている私立幼稚園若しくは私立認定こども園において幼児教育に携わっている者</p> <p>（4）市立小学校長を代表する者</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1）幼児教育に関し学識経験を有する者</p> <p>（2）市立保育所又は市内に設置されている私立保育園において保育事業に携わっている者</p> <p>（3）市立幼稚園又は市内に設置されている私立幼稚園において幼児教育に携わっている者</p> <p>（4）市立小学校長を代表する者</p> <p>第4条～第8条 略</p>

議案第15号資料

上尾市立学校車両管理規程の一部を改正する訓令新旧対照表
 上尾市立学校車両管理規程（平成19年上尾市教育委員会訓令第2号）

改正案	現 行
<p>（使用の範囲） 第6条 車両は、公務で使用する場 以外は、使用してはならない。た だし、公益上特別の理由があると教育 委員会が認める場合は、この限りで ない。</p>	<p>（使用の範囲） 第6条 車両は、公務で使用する場 以外は、使用してはならない。た だし、公益上特別の理由があると教育 委員会が認める場合は、この限りで ない。 2 車両の使用時間は、勤務時間内と する。ただし、<u>教育委員会が特別の 理由があると認める場合は、この限 りでない。</u></p>